

## 日・チェコ社会保障協定発効前の説明会の開催について

チェコ日本人会  
チェコ日本商工会  
在チェコ日本国大使館

### 1 趣旨

「社会保障に関する日本国とチェコ共和国との間の協定」（日・チェコ社会保障協定）は、日・チェコ両国の企業等からそれぞれ相手国に一時的に派遣される被用者等（企業駐在員など）が、年金、医療保険等の社会保険料の二重払い等の問題に直面することのないようにすること、また、チェコ現地法人に採用されチェコに社会保険料を納付している方々について、過去の日本の保険期間と現在のチェコの保険期間を通算させることなどを目的としています。具体的には、この協定の規定により、派遣期間が5年以内の一時派遣被用者等は、原則として、派遣元国の年金制度及び医療保険制度のみに加入することになります。また、両国での保険期間を通算してそれぞれの国における年金の受給権を確立できることとなります。

本年3月31日に日チェコ間で本協定の批准書の交換を行ったことで、日・チェコ社会保障協定は本年6月1日（月）に効力を生ずる（発効する）ことになりました。

つきましては、当地にお住まいの日本人の皆様に対し、本協定の内容や場合により必要となる手続きについてご案内させていただくため、協定発効前の説明会を開催いたします。

### 2 説明の対象となる方々

- ① 日系企業の人事又は経理担当者      ② 当地企業に直接雇用される日本人の方
- ③ 当地で自営業を営む日本人の方      ④ その他、両国に社会保険料を納付している日本人の方等

### 3 説明者

日本側より社会保険庁の職員が、チェコ側より関係機関の職員（通訳付き）が説明を行う予定です。

### 4 日時及び場所

#### (1) 日時

第一回：5月14日（木）16時より

第二回：5月15日（金）16時より      ※一回目、二回目とも同様の内容です。

#### (2) 場所

プラハ日本人学校体育館（Skuteckého 1388, 16300 Praha 6）

### 5 参加登録

本説明会への参加を希望される方は、①氏名（ふりがな）、②参加希望日（第一回か第二回か）、③企業名、④電話番号、⑤メールアドレスについて、5月8日（金）までに大使館の大塚（otsuka@japanembassy.cz）あてご登録ください。当日、学校入口で照会させていただきます。

会場となる学校の警備の関係上、ご協力をお願いします。

### 6 その他

- ・ 学校は、正門からではなく、向かって右端にある通用門からご入場下さい。
- ・ 学校内は土足禁止となっております。下足入れ及びスリッパをご持参下さい。
- ・ 学校近辺の公共駐車場はスペースに限りがございますので、出来る限り公共交通機関のご利用をお願いします。